



キセラ川西せせらぎ公園 利活用ガイドライン（案）

【試行版】

川西市

平成 28 年〇月〇日

キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドライン【試行版】

目次

キセラ川西せせらぎ公園ガイドライン【試行版】について	1
1 キセラ川西せせらぎ公園の概要	2
(1) キセラ川西せせらぎ公園とは	2
(2) 公園の基本情報	3
2 キセラ川西せせらぎ公園で「できないこと」	4
3 許可があれば「できること」	5
(1) 許可が必要なイベント活動等	5
(2) イベント活動等実施の流れ	6
(3) その他必要な申請及び届出	7
(4) 使用料金	7
4 イベント活動等における約束ごと	8
5 お問い合わせ	11
【参考資料】	
(1) 川西市都市公園条例	
(2) 川西市都市公園条例施行規則	

キセラ川西せせらぎ公園利活用ガイドライン【試行版】について

近年、人々の生活の豊かさがつくり出すまちの魅力に注目が集まるようになってきました。まちの主演は市民です。市民が自分たちのこととしてまちに主体的にかかわり、誇りや愛着を持ちながら使いこなしていくことで、まちは持続的で地域固有の魅力を育んでいくことができます。キセラ川西せせらぎ公園は、そのようなまちの魅力を育てていくために、市民とまちをつなぐ場所となることを目指しています。

キセラ川西では、多機能が連携する次世代型複合都市の実現に向けて、地区全体での快適な環境の形成や地域活力の増進などを目指したエリアマネジメントが展開されています。キセラ川西せせらぎ公園は、このエリアマネジメント活動の主な舞台であり、市民のプログラムやまちづくり活動が行われることで、地区内外にその効果を波及させていく場所となるように、計画・設計段階から市民参画のプロセスで整備を進めてきました。

開園後はいよいよ市民の皆さまによる実際の活動が展開されていきます。このガイドラインは、市民の皆さまにキセラ川西せせらぎ公園を使いこなしていただき、豊かな暮らしや魅力的なまちを実現していただくことをサポートするために作成したものです。本ガイドラインは平成 30 年 3 月 31 日までの試行版であり、試行期間中の多様な利活用の成果を踏まえ、より実際の利用状況に即した、使いやすいガイドラインへと継続的に改訂を行っていく予定です。

ぜひ、皆さまの活動でキセラ川西せせらぎ公園を魅力的な場所に育てていただくとともに、キセラ川西はもちろん、川西市全域へ市民がつくるまちの魅力を広げていただけると幸いです。

平成 28 年●月●日
川西市



※「キセラ川西」とは、区画整理事業による施行地区のまちの愛称で、輝きや希望を表す「キ」、まちを象徴するせせらぎの「セ」、都（洛）を想像させる「ラ」を組み合わせたもので、市民の方からの公募で決定しました。

1 キセラ川西せせらぎ公園の概要

(1) キセラ川西せせらぎ公園とは

川西市の玄関口である阪急川西能勢口駅や JR 川西池田駅から近く、市役所や総合体育館などが集まる市の中心市街地に「キセラ川西」は位置しています。

キセラ川西せせらぎ公園は、キセラ川西におけるシンボルとなる存在であるとともに、市民が主役の、市民が成長させる、新しい公共空間として、様々な使い方ができる緑のオープンスペースです。

また、キセラ川西では、持続可能かつ環境にやさしいまちを目指して、「キセラ川西低炭素まちづくり計画」を策定しています。公園を利用する皆さんも、公共交通や自転車を利用して来園するなど、地球環境にやさしい行動を心掛けましょう。



図 キセラ川西せせらぎ公園の位置

(2) 公園の基本情報

【愛 称】 キセラ川西せせらぎ公園（総面積：約 2.6ha）

【施設名称】 阪神間都市計画公園 3.3.706 号中央公園（面積：約 2.0ha） 及び
阪神間都市計画道路 8.4.936 号せせらぎ遊歩道南線（面積：約 0.6ha）



図 キセラ川西せせらぎ公園 平面図

2 キセラ川西せせらぎ公園で「できないこと」

市民の皆さんにとって、より良い公園となるために、以下に示されるルールを守っていただきますようお願いいたします。

ただし、許可を受けたイベント活動等においては、できることもあります。(P5 参照)

公園内で自由に「できないこと」

○公園施設を壊したり、傷つけたり、落書きなどで汚すこと
○穴を掘ったり、山をつくったり、土地の形状を変えること
○公園施設にはり紙や広告を行うこと
○他の利用者や周辺施設へ危害を及ぼす可能性があること
○木を伐採したり、植物を採取したりすること
○鳥や魚などの動物を捕まえたり、傷つけたりすること
○ペットなどの動物の訓練をしたり、放し飼いをしたりすること
○指定された場所以外へ、自動車や自転車で乗り入れたり、停車したりすること
○悪臭や煙などが発生するものを、持ち込むこと
○近隣の住民及び施設（マンションや病院など）の迷惑となる大きな音を出すこと
○喫煙や火器を使用すること
○ホタルの飛翔時期（5月末～6月上旬ごろ）に、せせらぎ遊歩道周辺を照明などにより明るく照らすこと（ホタルの保護のため）

3 許可があれば「できること」

(1) 許可が必要なイベント活動等

キセラ川西せせらぎ公園は、以下の活動について、市の許可を受ければできるようになります。

ただし、活動においては、事故やトラブルなどの防止に万全を期すこととし、万一事故などが発生した場合は、その責任は申請者に帰するものとします。

許可があれば「できること」

- | |
|--|
| ○商品を販売すること（フリーマーケット、軽トラ市、カフェ、食のイベントなど） |
| ○募金活動を行うこと |
| ○商業活動としての写真及び映画撮影を行うこと |
| ○有料の催し物を行うこと（コンサート、映画上映、スポーツ教室など） |
| ○競技会、展示会、博覧会、集会など集客性が高い催し物を行うこと |
| ○公園の全部または一部を独占して利用すること |

※申請が必要かどうか分からない場合は、市担当課までお問い合わせください。

ただし、以下に該当する内容については、許可できません。

- | |
|------------------------------------|
| ○公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの |
| ○特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの |
| ○集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの |
| ○署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの |
| ○公園の管理運営上支障があると認められるもの |
| ○その他利用を制限することが必要であると認められるもの |

※未許可の行為、許可を逸脱する行為、禁止行為を行った場合は、過料が発生する場合があります。

(2) イベント活動等実施の流れ

申請をいただいたイベント活動等は、以下の流れで実施に至ります。活動を考えられている方は、市担当課までお問い合わせください。

1. 事前相談（開催日の3ヶ月前まで）

お気軽にご相談ください！

- 書類の書き方、空き状況、関係機関への申請・届出に関する相談
【提出書類】 **事前相談書**／**添付書類**
- 市担当課より書類確認の通知

2. 本申請（開催日の1ヶ月前まで）

- 本申請書類の提出
【提出書類】 **都市公園使用許可申請書**／**公園使用料減免申請書**／**事前相談時に提出した書類**
- 使用許可書類の受取

3. 準備（開催日の10日前まで）

安全でスムーズな運営ができるよう準備しましょう！

- 現地確認（安全対策、搬入出、設備などの確認）

4. 活動実施（開催日の2日前～当日）

- 設備倉庫の鍵を受取
- 使用許可書類の持参（**都市公園使用許可証**／**車両進入許可証**）
- 利用状況の記録
- 当日の問い合わせへの対応
- 清掃・現状回復後の写真撮影
- 設備類の返却（鍵は市役所守衛室に返却）

5. 実施結果の報告（原則開催後1週間以内）

- 実施結果の提出（**アンケート**）

(3) その他必要な申請及び届出

イベント活動等の内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。申請者は、活動の実施までに調整、届出を済ませてください。

なお、主な窓口は以下のとおりです。

イベント活動等の内容	申請・届出内容	関係機関	電話番号
食品を提供する活動 (商業活動とみなされる場合)	営業許可申請	伊丹健康福祉 事務所	072-785-7463
食品を提供する活動 (商業活動とみなされない場合)	臨時出店届	食品薬務衛生 課	
酒類の販売 (開催期間が7日以内の場合)	期限付酒類小売業 免許届出	西宮税務署 酒税課	0798-34-3930
火気器具等を使用する 露店や屋台などの開設 (不特定多数の人が参加するイベント)	露店等の開設届出	川西市南 消防署	072-757-1194
交通渋滞など周辺道路へ影響 が考えられる活動	事前相談	川西警察署	072-755-0110

※内容の詳細は、各関係機関にお問い合わせください。

(4) 使用料金

キセウ川西せせらぎ公園では、イベント活動などを通じた公園の活性化を図るため、**平成30年3月31日までの期間**は、試行期間とし、許可されたイベント活動等は、**全て使用料を免除**します。なお、川西市都市公園条例に定める使用料は以下のとおりです。

行為	区分	単位	単価	摘要
営業のためのボート	月額	1台	800円	
行商、募金、出店等を行うとき	日額	1m ²	438円	占用面積
映画等を撮影するとき	日額	1箇所	5,335円	
業として写真の撮影をするとき	月額	1台	1,334円	写真機1台
興行を行うとき	日額	1m ²	36円	占用面積
競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき	日額	1m ²	5円	占用面積
その他全部又は一部を独占使用するとき	日額	1m ²	12円	占用面積

備考

- 1 使用の面積が上表に定める単位に満たない場合は、切り上げて計算します。
- 2 使用料の額が、100円に満たない場合にあっては、これを100円とします。

4 イベント活動等における約束ごと

許可されたイベント活動等を行っていただく皆さんには、以下に示す項目を守っていただきますようお願いいたします。

申請者の責務

- イベントに関わる苦情などが出た場合は、申請者が責任を持って対応するものとします。
- イベント中に事故等が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するものとし、人的、物的損害に係る賠償責任は申請者の負担となります。
- 公園施設、設備などに損傷・汚損が発生した場合には申請者の責任とし、弁償していただきます。
- 他の公園利用者の安全・快適な利用を妨げないように配慮するものとします。
- 申請者が持ち込んだ機材や備品等は、申請者の責任で管理するものとします。
- 申請者は、イベント終了後に、公園を原形に復旧する義務を負うものとします。

利用可能日及び利用可能時間

- 原則として、年間を通して利用が可能です。ただし、公園施設の改修などにより、利用できない場合はこの限りではありません。
- 公園の利用時間は原則 9 時～17 時半までとします。ただし、その他の時間にイベントを実施する場合は、市担当課と協議をお願いいたします。
- イベント準備については、原則 8 時からとし、撤収についても当日 19 時までとします。

緊急時に備えた対応

- 緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。(乗り入れ可能箇所を踏まえ、緊急車両の乗り入れに配慮した配置計画を行ってください。)
- 緊急時の来園者の避難経路を確保した配置計画を行ってください。(施設や設備などの設置位置及び来場者滞留スペースの間隔に配慮し、避難動線を確保してください。)
- 申請者は、イベント活動における事故、スタッフや来園者のけが等、万一の場合に備えてください。(レクリエーション保険への加入など)

搬入出動線

- 搬入出に伴う公園への車両の乗り入れは、事前に市担当課との調整が必要です。調整後、「車両進入許可証」が発行されますので、搬入・搬出の際には必ず持参し、車両のダッシュボード等、見えるところに置いてください。
- イベント会場設営時には周辺交通事情を考慮し、公園内へ迅速な乗り入れをお願いいたします。
- 公園内への搬入出車両については指定場所から乗り入れ、荷物の積み下ろし後、速やかに退出してください。
- 芝生範囲への車両の乗り入れは禁止します。

周辺への駐停車・駐輪

- イベント実施中は、周囲の道路への車両の駐停車をしないように、呼びかけをお願いいたします。
- 来園者に、公共交通機関利用の呼びかけをお願いいたします。
- 交通渋滞など周辺道路への影響が考えられるイベントを実施する場合は、事前に川西警察署へご相談をお願いいたします。(P7参照)
- 決められた場所への駐輪の呼びかけをお願いいたします。

警備

- イベント実施時の来園者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置してください。
- 機材の搬入出時の安全性確保のため、必要数の警備スタッフを適所に配置してください。

周辺施設への周知

- イベント活動に伴う騒音や振動などの影響が考えられる周辺施設に対して、市担当課と確認の上、必要に応じてイベント開催の周知及び確認を行ってください。

会場清掃とごみの処理

- イベント内容に応じては、利用区域に留まらず、公園全体及び周辺の清掃を行ってください。
- 清掃終了後、会場写真を撮影しておいてください。
- イベント時に伴い発生したごみ（固体、液体）については、申請者の責任で分別回収し、当日に持ち帰るものとします。
- 周辺施設への影響に配慮し、イベントに係るごみは、外へ持ち出さず、利用区域内でごみを処理するよう、看板などにて来園者への呼びかけを徹底してください。

食品の取り扱い

- 食品を提供するイベント活動を行う場合は、伊丹健康福祉事務所 食品薬務衛生課までご相談・必要手続きを行ってください。(P7 参照)
- 酒類を販売するイベント活動を行う場合は、西宮税務署までご相談・必要手続きを行ってください。(P7 参照)

火気の取り扱い

- 火気器具等（コンロ、バーナー、ストーブ、発電機など）を使用する方は、川西市南消防署までご相談・必要手続きを行ってください。(P7 参照)

騒音

- 病院など周辺施設への配慮をお願いいたします。
- 商業宣伝を行うために、拡声器を使用することはできません。
- コンサートや音楽会など、音の出る機器を使用したり、音を出すことを目的とするイベントを実施する場合は、市担当課と協議の上、指定場所にて騒音機による計測をお願いいたします。
- 苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。

5 お問い合わせ

本ガイドラインの内容などのお問い合わせは、下記の市担当課までお願いいたします。

お問い合わせ先

川西市 キセラ川西整備部 キセラ川西推進室 地区整備課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号

TEL : 072-740-1207 FAX : 072-740-1330

メールアドレス : kawa0193@city.kawanishi.lg.jp

